

山口県報

令和 7 年
10 月 24 日
(金曜日)

目次

○告示

保安林指定の解除（大島郡周防大島町）（森林整備課）……………

○公告

県営小祖生畑地区農村地域防災減災事業変更計画書の縦覧（農村整備課）……………

県営小田地区農村地域防災減災事業変更計画書の縦覧（農村整備課）……………

○教委規則

山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則……………



山口県告示第三百四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する。

令和七年十月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る保安林の所在場所
大島郡周防大島町大字内入字磯脇南一〇六六の一（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
魚つき
- 三 解除の理由
道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県農林水産部森林整備課及び周防大島町産業建設環境部農林水産課に備え置いて縦覧に供する。）



（二〇七）県営小祖生畑地区農村地域防災減災事業変更計画書の縦覧

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、県営小祖生畑地区農村地域防災減災事業の事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

令和七年十月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 縦覧に供する書類

県営小祖生畑地区農村地域防災減災事業変更計画書の写し

二 縦覧の期間

令和七年十月二十七日から同年十一月十七日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課のウェブサイト

（二〇八）県営小田地区農村地域防災減災事業変更計画書の縦覧

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、県営小田地区農村地域防災減災事業の事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

令和七年十月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 縦覧に供する書類

県営小田地区農村地域防災減災事業変更計画書の写し

二 縦覧の期間

令和七年十月二十七日から同年十一月十七日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課のウェブサイト

令和七年十月二十四日印刷
令和七年十月二十四日発行

発行人
所

山口県知事
山口県知事